

5

男女共同参画に関する世界、国、県の動き

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1945年 (昭和20年)	・国際連合発足 ・「国際連合憲章」採択	・改正選挙法公布（婦人参政権） ・総理府婦人問題担当室設置	
1946年 (昭和21年)	・国連婦人の地位委員会発足	・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化)	
1948年 (昭和23年)	・世界人権宣言採択		
1967年 (昭和42年)	・婦人に対する差別撤廃宣言採択		
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコ・シティ)で「世界行動計画」を採択	・「婦人問題企画推進本部」発足 ・総理府婦人問題担当室設置	
1976年 (昭和51年)	・「国連婦人の10年」始まる (1976年～1985年)	・国立婦人教育会館開館 ・民法一部改正 (離婚後の氏の選択自由に) ・第1回日本婦人問題会議(労働省)	・婦人問題窓口（労政課）設置
1977年 (昭和52年)		・国内行動計画策定 ・国立婦人教育会館が嵐山町に開館	
1978年 (昭和53年)			・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置
1979年 (昭和54年)	・第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン） —女子差別撤廃条約の署名式	・民法・家事審判法一部改正 (配偶者の法定相続分引き上げ)	・いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定 ・婦人問題担当企画主幹設置 ・第1回市町村担当課長会議開催
1981年 (昭和56年)		・国内行動計画後期重点目標発表	
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の10年世界会議 E S C A P 地域政府間準備会議」開催(東京)	・国籍法及び戸籍法一部改正 (子の国籍…父系血統主義→父母両系主義)	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ） —「ナイロビ将来戦略」採択 ・N G O フォーラム開催	・「女子差別撤廃条約」批准 ・「男女雇用機会均等法」成立 ・「国民年金法」改正(女性の年金権確立)（施行は昭和61年）	・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・企画部婦人対策室設置
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989年 (平成元年)		・法例一部改正 (婚姻、親子関係等についての男性優先規定の改正等)	

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> 「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ILO第171号条約(夜業に関する)採択(ILO総会) 		<ul style="list-style-type: none"> 「2001ながさき女性プラン」策定 婦人対策室を女性行政推進室に改称
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 育児休業法成立(施行は平成4年) 	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> 初の婦人問題担当大臣設置 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> 世界人権会議(ウィーン) 「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会) 	<ul style="list-style-type: none"> パートタイム労働法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業生活資金創設
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> ILO第175号条約(パートタイム労働に関する)採択(ILO総会) 国際人口・開発会議開催(カイロ) 	<ul style="list-style-type: none"> 総理府男女共同参画室発足 内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「2001ながさき女性プラン」第1次改定
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> 社会開発サミット開催(コペンハーゲン) 第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法の成立・施行(一部平成11年施行) ILO第156号条約(家族的責任条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> 企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「ながさきキラキラ・ライフプラン～2001長崎県農山漁村女性ビジョン」策定
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法一部改正(女子保護規定の廃止等…施行は平成11年) 男女雇用機会均等法一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定…一部を除き平成11年施行) 男女共同参画審議会設置法及び男女共同参画審議会令公布 労働省婦人局が女性局、婦人少年室が女性少年室に名称変更 「介護保険法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始 日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年)
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画フォーラム開催
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」の施行 「男女共同参画社会基本法」成立 「食料・農業・農村基本法」施行(女性の参画の促進を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」の採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー規制法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 新世纪創造フォーラム開催 「長崎県男女共同参画計画」策定 長崎県男女共同参画推進本部設置
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> 内閣府に男女共同参画局設置 男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称:DV防止法)成立 「男女共同参画週間」設定(6月23日～29日) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施

年	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
2003年 (平成15年)		・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化対策基本法施行 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立	・「長崎県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		・DV防止法一部改正 (暴力の定義拡大等…同年施行) ・育児・介護休業法一部改正 (育児休業期間の延長等…平成17年施行)	
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+10」世界閣僚級会合) (ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	・長崎県男女共同参画推進センター開設
2006年 (平成18年)		・男女雇用機会均等法改正 (平成19年施行)	・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施
2007年 (平成19年)			・「長崎県男女共同参画基本計画」改定

6

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることいかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第ハハ八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

雲仙市男女共同参画計画

平成 20 年 3 月

発 行 長崎県雲仙市
企画・編集 雲仙市企画課

〒859-1107 長崎県雲仙市吾妻町牛口名 714 番地
TEL (0957) 38-3111
FAX (0957) 38-3514
